清水町小規模修繕工事等登録申請の手引き

**１ 小規模修繕工事等登録制度の目的**

この登録制度は、町が発注する小規模な修繕について、競争入札参加資格審査申請による有資格者でない方でも契約することができる少額で作業内容が軽易な修繕契約（公営住宅及び上下水道工事を除く30万円未満の修繕等）を希望する方を登録し、発注時に業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大することを目的としています。

**◆ 登録できる方**

① 町内に事業所等を有する方

・ 個人、法人を問いません。

・ 建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。

**◆ 登録できない方**

① 町内に事業所等を有しない方（他の市町村に本店又は主たる事務所を置く方）

② 町税を滞納している方

③ 町の建設工事等入札参加資格審査申請に基づく資格者名簿に登録されている方

④ 希望する業種を履行するために必要な許可等を有しない方

⑤ 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32号第１項各号に掲げる者に該当する方

（指定暴力団員等）

**２ 登録者の取扱い**

清水町小規模修繕工事等登録申請書（様式第１号）を提出し、資格審査で認定された方は、清水町小規模修繕工事等登録名簿に登載されます。この名簿は、庁内の各担当課に周知され、発注課が小規模修繕を発注する際に原則としてこの名簿により業者選定を行うことになります。ただし、登録が必ずしも業者選定や契約を約束するものではありません。

なお、申請書提出時の書類審査で申請を受理された方については、この制度による登録業者となります。ただし、申請後又は登録後に町の契約の相手方として不適当と認められたときは、登録を取消しのうえ通知します。

**３ 申請書の受付**

随時受付（土・日・祝日を除く、午前８時４５分から午後５時３０分までの間）とし、役場２階総務課契約財産係で受付します。

受付時間以外の申請、郵送での申請は、受け付けませんのでご注意ください。内容を説明できる方が直接持参のうえ提出してください。

**４ 登録の適用期間**

今回の登録の適用期間は、登録日から令和９年３月３１日までとなります。

その後は２年ごとに改めて申請により登録を受付します。

５ 登録内容の変更等

申請後に住所・代表者氏名等の重要な変更又は廃業等があったときは、速やかに清水町小規模修繕工事等登録事項変更届（様式第３号）を提出してください。

**【契約に関する事項】**

**１ 発注の方法**

町が小規模な修繕を発注するときは、原則として見積書の徴取から開始します。なお、見積を依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡してください。見積書提出後の結果については、発注課の担当者から電話で連絡します。

**２ 契約の方法**

契約業者となったときは、発注課の指示に従って原則として書面（契約書若しくは請書）により契約します。ただし、発注課の担当者から書面を省略する旨の指示があったときは省略できます。

**３ 契約の履行**

契約の履行は、清水町財務規則、その他の関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請及び町が認めた場合以外の下請はできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は自ら施行（履行）できる業種を記載してください。

**４ 請負代金の支払い**

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格した後の請求に基づき、原則として口座振替の方法により行うものとし、正当な請求を受けた日から30日以内の支払いとなります。

**５ 不正行為等の禁止**

契約に関して独占禁止法、刑法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が行われたときは、契約解除を含め登録の取消しを行うことになります。

**【申請書の書き方】**

**１ 申請者住所又は所在地**

町内にある事業所等の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

**２ 商号又は名称**

法人は、登記事項証明書の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

**３ 代表者職・氏名**

法人は、登記事項証明書に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入してください。

**４ 印鑑**

申請にあたって法人は、印鑑登録した代表者印を使用してください。個人事業主は、印鑑登録した実印を使用してください。

**５ 電話及びＦＡＸ番号**

電話は、重要な連絡手段となりますので、必ず記入してください。

ＦＡＸがある場合は、図面等の連絡の際に便利ですので記入してください。

**６ 修繕希望業種**

希望する業種を〇で囲ってください。希望する業種数に制限はありませんが自らが施工できる業種のみを選択して下さい。なお、法的に許可等を要する業種の場合は、許可証等の写しを添付してください。

**７ 提出書類**

**【法人の場合】**

① 清水町小規模修繕工事等登録申請書（様式第１号）

② 許可等が必要な修繕業種の場合は、許可証等の写し

③ 登記事項証明書又はその写し １通（３カ月以内に発行のもの）

④ 法人の印鑑証明書（原本に限る） １通（３カ月以内に発行のもの）

⑤ 町税の完納証明書又はその写し １通（３カ月以内に発行のもの）

⑥競争入札参加者の資格及び指名に関する規程で定める暴力団排除の誓約書（独自様式５）

**【個人の場合】**

① 清水町小規模修繕工事等登録申請書（様式第１号）

② 許可等が必要な修繕業種の場合は、許可証等の写し

③ 身分証明書又はその写し １通（３カ月以内に発行のもの）

④ 印鑑証明書（原本に限る） １通（３カ月以内に発行のもの）

⑤ 町税の完納証明書又はその写し １通（３カ月以内に発行のもの）

⑥競争入札参加者の資格及び指名に関する規程で定める暴力団排除の誓約書（独自様式５）

・「登記事項証明書」と法人の「印鑑証明書」は法務局発行となります。

・「完納証明書」（町民税、法人町民税、固定資産税）は税務課で発行します。

・「身分証明書」は本籍地の市町村発行となります。また、個人の「印鑑証明書」は、住民登録している市町村発行となります。

・競争入札参加者の資格及び指名に関する規程で定める暴力団排除の誓約書（独自様式５）の様式は、総務課契約財産係にあります（ホームページからもダウンロードできます）。